明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則及び教科用図書検定規則の一部を改正する省令（**文部科学**三〇）　二
〔告　示〕
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**デジタル庁・法務**六）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三一八）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**同**三一九）　四
○レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一〇）　四
○ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三一一）　四
○シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三一二）　四
○マラウイ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三一三）　四
○中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三一四）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三一五）　六
○教科書の定価認可基準の一部を改正する告示（**文部科学**一五二）　六
○教科書の書目の届出の時期を指示する件を廃止する件（**同**一五三）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**一八一七～一八二四）　七
○地すべり防止区域を指定する件（**同**一八二五）　八
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**同**一八二六）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一二一九）　八
○都市計画に関する件（**同**一二二〇）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**一二二一、一二二二）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇〇、一〇一）　九
〔人事異動〕
内閣　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　一〇
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係　二
会社その他　二九

省　　令

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条及び教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則及び教科用図書検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則及び教科用図書検定規則の一部を改正する省令

（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正）

第一条　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二条　文部科学大臣は、法第四条の指示をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。	**第二条**　法第四条の文部科学大臣の指示する時期については、これを告示する。
第五条　法第五条の文部科学大臣の指示する時期は、六月一日から七月三十一日までの間の十四日間とする。	**第五条**　教科書展示会は、六月一日から七月三十一日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。
［項を削る。］	2　前項の指示は、告示をもつてこれを行う。
第二十条　［略］	**第二十条**　［同上］
2　前項の定価は、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。	2　前項の定価は、これを告示するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（教科用図書検定規則の一部改正）

第二条　教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検定の申請）	（検定の申請）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度において申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	2　前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度において申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学大臣が官報で告示する。
3　［略］	3　［同上］

（申請図書の審査）

第七条　［略］

2　文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該種目の申請を行うことができる年度（以下この項及び次項第二号において「申請年度」という。）のうち当該行為が認められたときから直近の一の年度（第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として公示されている場合には当該二以上の年度とし、当該行為が認められた後に当該申請者による申請図書の検定審査が行われる当該行為が認められた年度を含む。）に行われる検定審査（検定審査不合格の決定が行われた後に当該図書について不公正な行為が認められた場合であって、当該種目の申請年度以外の年度に第十二条第一項の規定による再申請を行うことが可能であるときは、当該再申請に基づいて行われる検定審査）に限り当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3　前項に定めるもののほか、文部科学大臣は、申請図書が特定行為（申請図書等の不適切な情報管理その他の検定審査に重大な影響を及ぼすものとして文部科学大臣が別に定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行った申請者によるものであるときは、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める検定審査に限り、当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

一　［略］

二　検定の決定又は検定審査不合格の決定が行われた図書に係る当該申請者の特定行為が認められた場合（次号に掲げる場

（申請図書の審査）

第七条　［同上］

2　文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該種目の申請を行うことができる年度（以下この項及び次項第二号において「申請年度」という。）のうち当該行為が認められたときから直近の一の年度（第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には当該二以上の年度とし、当該行為が認められた後に当該申請者による申請図書の検定審査が行われる当該行為が認められた年度を含む。）に行われる検定審査（検定審査不合格の決定が行われた後に当該図書について不公正な行為が認められた場合であって、当該種目の申請年度以外の年度に第十二条第一項の規定による再申請を行うことが可能であるときは、当該再申請に基づいて行われる検定審査）に限り当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3　前項に定めるもののほか、文部科学大臣は、申請図書が特定行為（申請図書等の不適切な情報管理その他の検定審査に重大な影響を及ぼすものとして文部科学大臣が別に定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行った申請者によるものであるときは、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める検定審査に限り、当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

一　［同上］

二　検定の決定又は検定審査不合格の決定が行われた図書に係る当該申請者の特定行為が認められた場合（次号に掲げる場

合を除く。）　当該特定行為がなされた図書の属する種目と同一の種目の図書について、当該種目の申請年度のうち当該行為が行われたときから直近の一の年度（第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として公示されている場合には、当該二以上の年度（当該特定行為に基づいて、この項の検定審査不合格の決定が行われた後の年度を除く。）に行われる検定審査 三　［略］	合を除く。）　当該特定行為がなされた図書の属する種目と同一の種目の図書について、当該種目の申請年度のうち当該行為が行われたときから直近の一の年度（第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には、当該二以上の年度（当該特定行為に基づいて、この項の検定審査不合格の決定が行われた後の年度を除く。）に行われる検定審査 三　［同上］
（検定済図書の公示等） **第十九条**　文部科学大臣は、検定を経た図書の名称、目的とする学校及び教科の種類、検定の年月日、著作者の氏名並びに発行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	（検定済図書の告示等） **第十九条**　文部科学大臣は、検定を経た図書の名称、目的とする学校及び教科の種類、検定の年月日、著作者の氏名並びに発行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を官報で告示する。
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。